



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年2月13日金曜日 第1532号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（松山市）.....	133
町の区域の変更（ " ）.....	133
貸金業者の登録取消し.....	133
解除予定保安林.....	133
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	133
公有水面埋立免許.....	134
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	135
道路の区域変更（県道高知伊予三島線）.....	136
道路の供用開始（ " ）.....	136
道路の区域変更（県道新居浜土居線）.....	136
道路の区域変更（県道東予玉川線）.....	136
道路の供用開始（県道久米垣生線）.....	137
道路の区域変更（県道五百木立山線）.....	137
道路の供用開始（ " ）.....	137
開発行為に関する工事の完了.....	137
道路の位置の指定.....	137

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	138
せん孔業務の委託.....	138
歯科技工士試験の実施.....	139

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	140
---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 270 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市大可賀三丁目525の4の地先	5,208.44

○愛媛県告示第 271 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大可賀三丁目	松山市大可賀三丁目525の4の地先公有水面埋立地	5,208.44

○愛媛県告示第 272 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

商号又は名称	氏 名	主たる事務所の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	取 消 年 月 日
	本田 信人	松山市吉藤2丁目18番14号	愛媛県知事（1）第02096号	平成15年4月24日	平成16年2月3日
ユア・ライフ	渡邊 敏幸	西条市朔日市762番地3	愛媛県知事（1）第02060号	平成14年9月11日	平成16年2月3日

○愛媛県告示第 273 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字増穂丁598の195、丁1075の162

- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 274 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条

第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年2月13日から2月26日まで

○愛媛県告示第275号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のように埋立てを免許した。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊予三島市

伊予三島市宮川4丁目6番55号

代表者 市長 篠永善雄

伊予三島市中之庄町217番地2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 全体

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市具定町字倉之内708番3までの地先公有水面

(イ) 1工区

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市寒川町字神ノ木229番1までの地先公有水面

(ロ) 2工区

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市具定町字倉之内708番3までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と6点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D.L.+4.33メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

1点は、基点から真北218度52分13秒905.21メートルの地点

2点は、1点から真北327度27分05秒379.39メートルの地点

3点は、2点から真北57度27分05秒500.00メートルの地点

4点は、3点から真北147度27分05秒219.50メートルの地点

5点は、4点から真北57度27分05秒1.66メートルの地点

6点は、5点から真北147度27分05秒134.98メートルの地点

(イ) 1工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と9点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D.L.+4.33メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

1点は、基点から真北218度52分13秒905.21メートルの地点

7点は、1点から真北327度27分05秒159.89メートルの地点

8点は、7点から真北57度27分05秒400.00メートルの地点

9点は、8点から真北147度27分05秒154.30メートルの地点

(ロ) 2工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに9点と6点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D.L.+4.33メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

9点は、基点から真北205度45分15秒538.32メートルの地点

8点は、9点から真北327度27分05秒154.30メートルの地点

7点は、8点から真北237度27分05秒400.00メートルの地点

2点は、7点から真北327度27分05秒219.50メートルの地点

3点は、2点から真北57度27分05秒500.00メートルの地点

4点は、3点から真北147度27分05秒219.50メートルの地点

5点は、4点から真北57度27分05秒1.66メートルの地点

6点は、5点から真北147度27分05秒134.98メートルの地点

ウ 面積

全体 194,427.95平方メートル

1工区 69,952.29平方メートル

2工区 124,475.66平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 全体

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市具定町字倉之内623番2までの地先公有水面及び陸域

(イ) 1工区

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市寒川町字神ノ木229番1までの地先公有水面及び陸域

(ロ) 2工区

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市具定町字倉之内 623 番 2 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次直線で結んだ線並びに A 点と G 点を結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

A 点は、基点から真北 223 度16分25秒1.039.69メートルの地点

B 点は、A 点から真北 327 度27分05秒494.60メートルの地点

C 点は、B 点から真北57度27分05秒800.00メートルの地点

D 点は、C 点から真北 147 度27分05秒478.62メートルの地点

E 点は、D 点から真北 226 度21分55秒254.75メートルの地点

F 点は、E 点から真北 228 度24分37秒155.48メートルの地点

G 点は、F 点から真北 233 度56分01秒130.04メートルの地点

(イ) 1 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに A 点と G 点を結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

A 点は、基点から真北 223 度16分25秒1.039.69メートルの地点

H 点は、A 点から真北 327 度27分05秒126.10メートルの地点

I 点は、H 点から真北57度27分05秒550.00メートルの地点

E 点は、I 点から真北 147 度27分05秒159.11メートルの地点

F 点は、E 点から真北 228 度24分37秒155.48メートルの地点

G 点は、F 点から真北 233 度56分01秒130.04メートルの地点

(ロ) 2 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに E 点と D 点を結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

E 点は、基点から真北 205 度19分15秒540.86メートルの地点

I 点は、E 点から真北 327 度27分05秒159.11メートルの地点

H 点は、I 点から真北 237 度27分05秒550.00メートルの地点

B 点は、H 点から真北 327 度27分05秒368.50メートルの地点

C 点は、B 点から真北57度27分05秒800.00メートルの地点

D 点は、C 点から真北 147 度27分05秒478.62メートルの地点

ウ 面積

全体 421,448.01平方メートル

1 工区 92,995.23平方メートル

2 工区 328,452.78平方メートル

3 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	埋立地の北側に位置	約 106,950㎡
製造業用地	埋立地の南側に位置	約 40,710㎡
建設業用地	埋立地の西側にあつて、パルプ・紙・紙加工品製造業用地と製造業用地との間に位置	約 19,300㎡
廃棄物処理業用地	パルプ・紙・紙加工品製造業用地、緑地、製造業用地及び建設業用地の間に位置	約 8,060㎡
緑地	埋立地の東側に位置	約 15,400㎡
護岸用地	埋立地の外周に位置	約 4,010㎡

4 埋立免許年月日

平成16年2月4日

○愛媛県告示第 276 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、川之江市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

川之江市
川之江市金生町下分 865 番地
代表者 市長 石津 隆敏
川之江市川之江町2403番地 6

2 埋立区域

(1) 位置

川之江市川之江町4125番、4116番、4181番1、4181番4及び4182番の地先公有水面

(2) 区域

次の F 点、C 点及び G 点を順次直線で結んだ線並びに G 点と F 点とを結ぶ昭和63年秋分の満潮位（T.P.+1.77メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（三島・川之江港東防波堤白灯台）は、北緯34度

01分11 2秒、東経 133 度34分33 6秒の地点
 F 点は、基点から真北28度43分00秒 743 996 メートル
 の地点
 C 点は、F 点から真北25度58分53秒 288 500 メートル
 の地点
 G 点は、C 点から真北 115 度58分45秒 228 498 メートル
 の地点

- (3) 面積
 65 921 53平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成 2 年10月15日 愛媛県指令河第 934 号
- 4 しゅん功認可年月日
 平成16年 2 月13日

○愛媛県告示第 277 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字瓜生野乙638番 6 から 同字乙640番17まで	旧	メートル 3 4 ~ 12 5	キロメートル 0 .070	
			新	9 0 ~ 13 6	0 .068	

○愛媛県告示第 278 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字瓜生野乙638番 6 から 同字乙640番17まで	平成16年 2 月13日

○愛媛県告示第 279 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜土居線	新居浜市阿島字中ノ名本田甲297番 3	旧	メートル 3 6 ~ 4 3	キロメートル 0 .021	
			新	8 0 ~ 8 6	0 .021	

○愛媛県告示第 280 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	越智郡朝倉村大字朝倉上甲2952番 5 から 同大字甲2950番 2 まで	旧	メートル 5 5 ~ 20 0 14 0 ~ 62 0	キロメートル 0 440 0 .186	
			新	14 0 ~ 62 0	0 .186	

"	"	越智郡朝倉村大字朝倉上乙1103番1地先から 同大字乙1100番1まで	旧	8.0~50.0 11.5~30.0	0.133 0.098	
			新	11.5~30.0	0.098	

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久米垣生線	松山市古川南一丁目521番3から 同市古川南一丁目528番6まで	平成16年2月13日

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	五百木立山線	喜多郡内子町五百木1433番5から 同町五百木1524番4まで	旧	メートル 4.6~9.8	キロメートル 0.210	
			新	8.6~36.3	0.207	

○愛媛県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	五百木立山線	喜多郡内子町五百木1433番5から 同町五百木1524番4まで	平成16年2月13日

○愛媛県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局建（開）第28号 平成16年2月2日	西条市樋之口字實門67番1	西条市野々市66番地9 株式会社 今井不動産 代表取締役 今井春吉

○愛媛県告示第285号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
川之江市金生町下分字馬木1217番 1 及び1219番
- 2 申請人の住所氏名
伊予三島市金子 2 丁目 4 番23号
うま農業協同組合
代表理事組合長 石川 迪士
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
 - (2) 購入物品名及び予定数量
軽油（免税・J I S K2204 2号）
約 663,000リットル
 - (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
 - (4) 納入期間
平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで
 - (5) 納入場所
今治港、松山港及び宇和島港の知事が指定する棧橋
 - (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
平成16年 3月25日（木）午後 2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年 3月25日（木）午後 2時
愛媛県総務部管理局総務管理課会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil(tax exempted ,JIS K2204 No.2)approximately 663,000ℓ
 - (2) Time limit of tender: 2:00p.m. , 25 March 2004
 - (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4-4-2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
せん孔業務の委託
 - (2) 委託業務名及び数量
ア 愛媛県庁の庁舎内で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式

イ 愛媛県庁の庁舎外で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

愛媛県庁

(6) 入札方法

(2)に掲げる業務ごとにそれぞれ入札に付する。

なお、入札金額は、処理する英数字又は片仮名文字1字当たりの単価を記載し、当該単価には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のせん孔業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に納入し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局統計課管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)941 2111 内線 3356

(2) 入札書の受領期限

平成16年3月29日（月）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年3月29日（月）午後2時

愛媛県企画情報部管理局統計課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入

札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

a) Punch service of computer data and other related services performed within Ehime Prefectural Government , 1 set

b) Punch service of computer data and other related services performed at private companies for the Ehime Prefectural Government , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 29 March 2004

(3) For further information , please contact:

Management Section , Statistics Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 941 2111 Ext 3356

○公 告

歯科技工士試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成16年歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成16年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の場所

(1) 学説試験

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館11階大会議室

(2) 実地試験

伊予郡砥部町高尾田543番地

愛媛県立歯科技術専門学校

2 試験の日時

(1) 学説試験

平成16年3月3日（水）午前9時

(2) 実地試験

平成16年3月4日（木）午前8時30分

3 受験願書の提出期間

平成16年2月16日（月）から23日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

1月31日

愛媛県技術史員 山 本 里 美

願により本職を免ずる